

作 業 仕 様 書

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

製品生産事業請負標準仕様書、関東森林管理局 製品生産仕様書、検知業務仕様書を適用する。

なお、保育間伐存置型については造林事業請負標準仕様書及び関東森林管理局造林事業仕様書を適用する。

特 記 仕 様 書

本請負事業に適用する特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1 国有林野の貸付地や民有地等について

(1) 事業箇所周辺等には国有林野を第三者に貸し付けている国有地や民有地が所在している場所もあり、事業実行上それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地地権者等の承諾等を得ること。

(2) 事業実行に当たり、貸付施設等に損傷等の行為があった場合は原因者負担により対処すること。

(3) 事業実行に当たり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。

(4) 事業地内に電線等があることから破損・切断の無いよう配慮し作業すること。
また、必要に応じ関係者と調整のうえ、立入禁止等の措置を講じること。

2 保安林等法的制限林の許可等について

保安林等法的制限林に該当する事業地においては、搬出支障木の伐採及び土地の形質変更等の協議を行い、同意の通知を受けてから作業着手すること。(保安林内の作業同意については、調査後1ヵ月程要することを了承のうえ入札すること。)

3 CSF(豚熱)等への対応について

CSF(豚熱)等の感染拡大防止のため、新潟県におけるCSF対策等を熟知して適切な防疫措置に努めること。

4 森林作業道の作設について

(1) 森林作業道の作設は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき行うこととし、別紙「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。

(2) 請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を森林管理署長等に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 請負者は、(2)で承認された森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。

(4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

5 材の虫害対策について

(1) 梅雨期においては、「保育間伐(活用型)」は休止することとし、その期間については事前に監督職員と協議し、決定すること。

(2) 入梅前までに伐倒した材は、すべて造材のうえ、大島土場等に極積みし、検知まで速やかに終了しておくこと。

6 山火事発生時における消火活動等への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

7 事業進捗管理

(1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、様式2により作成すること。

(2) 毎月、様式1「工程管理表(月別)」を作成し、翌月10日までに提出すること。

また、事業終了時には「工程管理表(最終)」を提出すること。

8 伐倒及び造材方針書、はい積み基準については、別添各作業方針書のとおりとする。

9 事業用車両の通行等について

(1)公共に供する道路や林道を通行及び作業等に当たっては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損害や汚損するような行為があった場合は原因者負担により対処することとし、必要に応じ関係者と調整のうえ、立入禁止等の措置を講じること。

(2)車両の安全運転、過積載防止等については法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。

10 トラック運材

製品生産請負標準仕様書第34条2項の封印については、下記の要領により実施すること。

(1)荷掛後のロープ・バンド等を荷締機で締めた後、レバー等リリース時に緩める（動かさなければリリースできない）箇所に結束タグで封印すること。

(2)封印時に結束タグの長さが足りない場合は、2本つなぎで使用し封印すること。

(3)封印後、結束タグの番号を発送伝票の発送者欄等に記載すること。

(4)開封は、結束タグの状態の確認、発送伝票記載の結束タグ番号と封緘している結束タグの番号を確認してから行うこと。

(5)結束タグについては、発送伝票とともに番号が記載されている部分を荷受け者から署の担当へ送付すること。

(6)荷締め機等を結束タグで封緘した写真撮影、また、トラックの後方等からの積載状態の写真撮影についても従前どおり実施すること。

作業日報

班名：

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業者等 作業時間									計	機 械 運 転 時 間 (H)	燃 料 給 油 量 (ℓ)	油 脂 給 油 量 (ℓ)	備 考
作業工程・使用機械													
作業道作設	バックホウ												m ²
伐倒	チェーンソー												
	ハーベスタ												
集材①(木寄)	グラップル												
	スイングヤーダ												
	荷掛(人力)												
造材	プロセッサ												
	チェーンソー												
集材②(運材)	フォワーダ												
	グラップル(巻立)												
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査・選木												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官 平成 年 月 日
〇〇森林管理署長 支署長 森林管理事務所長 殿

事業体名		主間伐別	
契約事業名		生産量(㎡)	当月
事業期間		作業道(m)	当月

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (㎡/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。
注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。
注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(＝部分払数量)を記入する。
注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

森林作業道特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械(以下、林業機械等という)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合のみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

伐倒及び造材方針書

市場性の高い良材の生産及び造材歩留り向上のため、次の点に留意して実行すること。

- (1) 針葉樹については「造材寸法書」を基準とし努めて4.0mの直材を採材し、短尺材の採材は最小限に努めること。
- (2) 広葉樹については、樹種又は用途に応じた長級の採材を行うこととし、画一的な採材は避けること。
- (3) 銘木又はこれに準ずるものは努めて長材を採材し、監督員の指示に基づき材の利用価値、品質向上等に努めること。
- (4) 根張り、枝、節、木口断面の挽き違い等については、平滑に切り落とすこと。
- (5) 素材の被害(虫害)による材質低下を予防するため、伐採計画の調整を図るとともに、素材の被害(虫害)の防除措置、未了越の縮減、新鮮材の供給等の推進に努めること。

桷積み基準

有利販売のため、商品としての認識を新たにして、見やすく、買いやすいはき積みに努め、次の事項に留意して実行すること。

- (1) 桷は原則として「造材寸法書」記載の用途別、長級別とすること。
- (2) 桷の大きさは、高品質材については努めて小口はいとし一般材については10m³～20m³程度を基準とし、業界の意見、貯材状況等を参酌したものとする。
- (3) 桷積みに当たっては、木口を揃えること。
- (4) 元玉材については、末口に元玉表示すること。
- (5) 荷崩れ防止処置を実施すること。
- (6) 桷積みを完了したものは、桷番号を明記し、白ペンキで帯状に塗布し完了を明らかにすること。

造材寸法書

下越森林管理署村上支署

材 種	樹 種	造材寸法		採材 順位	用 途	備 考
		長級(m)	径級(cm)			
一般材	スギ	4.00	16～	1	割・角	通直で節の少ないもの(根柢は外すこと)
		3.00	24～	2	割・角	〃
柱適材		3.00	16～22	3	柱材	〃
小径材		4.00	14下	4	杭	通直なもの
小径材		3.00	14下	5	杭	〃
曲材		4.00	16～	6	合板材	矢高20%以内
短尺材		2.00	20～	7	合板材	通直で節の少ないもの(根柢は外す、節は5cm以内とする)
低質材	その他N	2.00	全径級	8	パルプ材	
	その他L	2.00				

- 注) ① この寸法書によらないものについては、別途指示する。
 ② 材切れのないように、1日1回材長の点検をする。
 ③ 変色、虫食い等に注意し、材質を低下させないよう作業する。
 ④ 延寸は6～10cm付けること。

椋積基準書

下越森林管理署村上支署

材 種	樹 種	長級(m)	径級(cm)	数量 (m3)	備 考
一般材	スギ	4.00	16～	10～20	
		3.00	24～	10～20	
柱適材			16～22	10～20	
小径材		4.00	14下	10～15	
		3.00	14下	10～15	
一般材(曲)		4.00	16～	10～20	
短尺材		2.00	20～	15～20	
低質材	その他N	2.00	全径級	10～	
	その他L	2.00	全径級	10～	

- 注) ① 土場の状況及び椋山の増減等により変更する場合は別途指示する。